

3 介護サービス・介護予防サービス

居宅サービスの種類と費用の目安

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、様々な種類のサービスが用意されています。これらの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

介護保険サービスの自己負担割合は以下の通りです。

負担割合	所得基準
1割負担	以下にあてはまらない人
2割負担	①合計所得金額が 160 万円以上 ②本人を含めた同一世帯の 65 歳以上の方の年金収入 + その他の合計金額が ◆1人の場合 280 万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて 346 万円以上
3割負担	①合計所得金額が 220 万円以上 ②本人を含めた同一世帯の 65 歳以上の方の年金収入 + その他の合計金額が ◆1人の場合 340 万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて 463 万円以上

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。
ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成に繋がるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。





介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

第9期事業計画概要版

自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

日常生活の手助けをしてもらう

【訪問介護(ホームヘルプサービス)】

要介護1～5 ホームヘルパーに自宅に訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

内容	費用の目安	
身体介護中心	20分以上30分未満	244円
	30分以上1時間未満	387円
生活援助中心	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円
通院等乗降介助	1回につき	97円

※要支援1・2の方の介護予防訪問介護はかつらぎ町で行う「介護予防・生活支援サービス事業」により提供します。
※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅を訪問してもらう

【訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護】

要支援1・2 自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

要介護1～5 浴槽がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。

要介護度	費用の目安	
要支援1・2	1回につき	856円
要介護1～5		1,266円

【訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション】

要支援1・2 専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。

要介護1～5 リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

要介護度	費用の目安	
要支援1・2	1回につき	307円(令和6年6月から298円)
要介護1～5		307円(令和6年6月から308円)

3

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

【居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導】

要支援 1・2

医師、歯科医師、薬剤師などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

要介護 1～5

要介護度	費用の目安	
要支援 1・2 要介護 1～5	医師又は歯科医師が行う場合（月2回まで）	医師 514円 (令和6年6月から515円) 歯科医師 516円 (令和6年6月から517円)
	医療機関の薬剤師が行う場合（月2回まで）	565円（令和6年6月から566円）
	薬局の薬剤師が行う場合（月4回まで）	517円（令和6年6月から518円）
	管理栄養士が行う場合（原則月2回まで）	544円（令和6年6月から545円）
	歯科衛生士等が行う場合（月4回まで）	361円（令和6年6月から362円）

【訪問看護/介護予防訪問看護】

要支援 1・2

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の保持などを受けます。

要介護 1～5

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当や点滴の管理をしてもらいます。

要介護度	費用の目安		
要支援 1・2	指定訪問看護ステーションから	30分未満	450円 (令和6年6月から451円)
		30分以上 1時間未満	792円 (令和6年6月から794円)
		30分未満	381円 (令和6年6月から382円)
	病院・診療所から	30分未満	552円 (令和6年6月から553円)
		30分以上 1時間未満	381円 (令和6年6月から382円)
		30分未満	552円 (令和6年6月から553円)

要介護度	費用の目安		
要介護 1～5	指定訪問看護ステーションから	30分未満	470円 (令和6年6月から471円)
		30分以上 1時間未満	821円 (令和6年6月から823円)
		30分未満	398円 (令和6年6月から399円)
	病院・診療所から	30分未満	573円 (令和6年6月から574円)
		30分以上 1時間未満	398円 (令和6年6月から399円)
		30分未満	573円 (令和6年6月から574円)

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

【通所介護(デイサービス)】

要介護 1～5

デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

要介護度	費用の目安	
要介護1	7時間以上8時間未満の場合	658円
要介護2		777円
要介護3		900円

要介護度	費用の目安	
要介護4	7時間以上8時間未満の場合	1,023円
要介護5		1,148円

※要支援1・2の方の介護予防通所介護はかつらぎ町で行う「介護予防・生活支援サービス事業」により提供します。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。 ※食費、日常生活費は別途負担となります。

【通所リハビリテーション(デイケア) / 介護予防通所リハビリテーション】

要支援 1・2

介護老人保健施設などで食事や入浴、リハビリなどを日帰りで受けられます。

要介護 1～5

要介護度	費用の目安	
要支援1	1か月につき	2,053円(令和6年6月から2,268円)
要支援2		3,999円(令和6年6月から4,228円)
要介護1	7時間以上8時間未満の場合	757円(令和6年6月から762円)
要介護2		897円(令和6年6月から903円)

要介護度	費用の目安	
要介護3	7時間以上8時間未満の場合	1,039円(令和6年6月から1,046円)
要介護4		1,206円(令和6年6月から1,215円)
要介護5		1,369円(令和6年6月から1,379円)

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護サービス・介護予防サービス



介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

第9期事業計画概要版

短期間施設に泊まる

【短期入所生活介護(ショートステイ) / 介護予防短期入所生活介護】

要支援 1・2

介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事や入浴などのサービス、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

要介護 1～5

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

【短期入所療養介護(医療型ショートステイ) / 介護予防短期入所療養介護】

要支援 1・2

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

要介護 1～5

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

【特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護】

要支援 1・2

有料老人ホームなどに入居している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

要介護 1～5

要介護度	費用の目安	
要支援1	1日につき	183円
要支援2		313円
要介護1		542円
要介護2		609円

要介護度	費用の目安	
要介護3	1日につき	679円
要介護4		744円
要介護5		813円

3

自立した生活をするための福祉用具を借りる

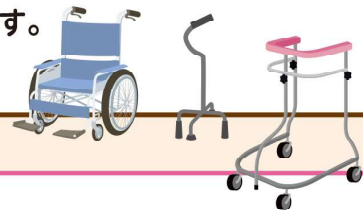
福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は①～④のみ利用できます。

⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。



要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとまなわないもの) | ③ 歩行器 |
| ② スロープ(工事をとまなわないもの) | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |

⑬ 自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

次の福祉用具は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。**令和6年4月から**

②のうち固定用スロープ③のうち歩行器(歩行車を除く)④のうち単点つえ(松葉づえを除く)と多点つえ利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネージャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う



申請が必要です

【特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売】

- 腰掛け便座 ●入浴補助用具 ●自動排せつ処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具 ●排せつ予測支援機器

次の福祉用具貸与の対象用具は、購入して利用することもできます。**令和6年4月から**

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点つえ(松葉づえを除く)と多点つえ

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者への負担について

介護保険料について

第9期事業計画概要版

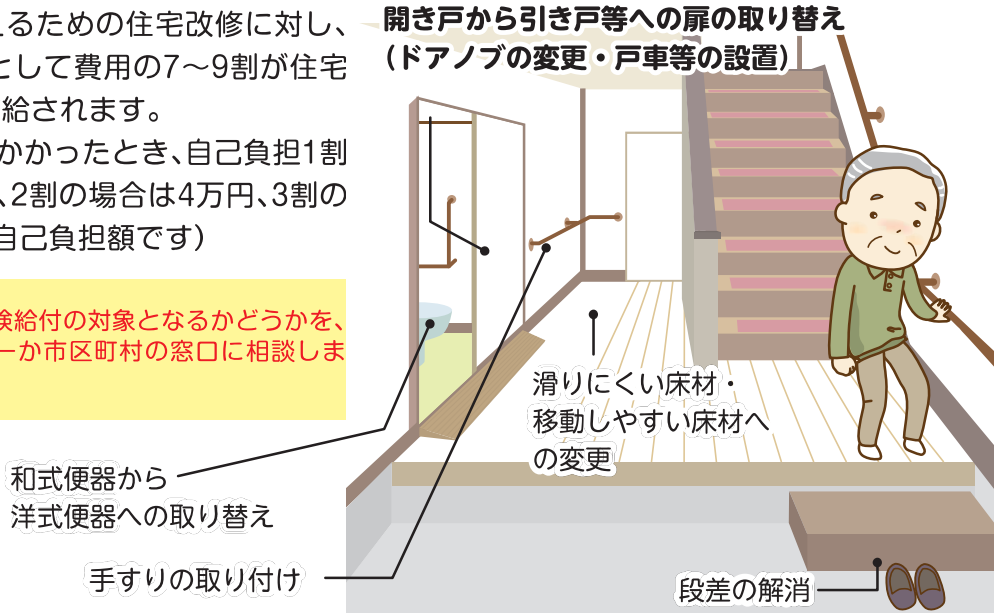
より安全な生活が送れるように住宅を改修する

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

事前と事後に申請が必要です

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
(費用が20万円かかったとき、自己負担1割の場合は2万円、2割の場合は4万円、3割の場合は6万円が自己負担額です)

●工事に前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円まで(原則1回限り)
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談 ●ケアマネジャーや市区町村の窓口等に相談します。

事前申請 ●工事を始める前に、市区町村の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの)等

●市区町村から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い ●改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請 ●市区町村の窓口へ支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの)等

払い戻し ●工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

3

施設サービスの種類と費用の目安

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設はどのような介護が必要かによって、下記の対応に分けられています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

生活介護が中心の施設

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

1か月あたりのサービス費(1割のめやす) 常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

介護やリハビリが中心の施設

【介護老人保健施設】

1か月あたりのサービス費(1割のめやす) 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

長期療養の機能を備えた施設

【介護医療院】

1か月あたりのサービス費(1割のめやす) 主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

